

公 示 日 : 2025 年 4 月 23 日 (水)

調達管理番号 : 25a00123

国 名 : イラン

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第二チーム

調 達 件 名 : イラン国廃棄物管理政策・ガイドライン策定によるきれいな街促進プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 6 月中旬から 2025 年 8 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.43
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
7 日 25 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 5 月 16 日 (金) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 5 月 27 日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	イラン及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

(3) セキュリティ・クリアランスについて

渡航にあたり、イラン政府によるセキュリティ・クリアランスが必要となるため、契約締結後速やかに、一般旅券のコピー、履歴書（指定フォーマット）をご提出頂きます。万一、イラン政府により、入国が認められなかった場合には、現地業務期間の扱いについて協議させていただきます。

6. 業務の背景

イランでは、経済発展と、それに伴う急速な都市化により、都市廃棄物の排出量が大幅に増加している。廃棄物管理にかかる行政システムが十分機能しておらず、廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分といった各プロセスにおいて課題を抱えており、とりわけ中間処理及び最終処分の改善が早急に必要と認識されている。特にイラン主要8大都市圏とカスピ海沿岸3州において、こうした課題が顕著であり、公衆衛生の悪化や環境汚染に対する懸念が高まっている。イラン政府は2004年に廃棄物管理法を定め、廃棄物管理の改善に向けた体制構築を進めているものの、住民との合意形成等を含めた廃棄物管理に係る政策立案能力の不足により、実効性のある廃棄物管理の実施には至っていない。都市化や人口増加が進行する中、廃棄物問題の解決は、国家開発計画にも継続して位置づけられる政府の重要課題となっている。わが国は対イラン国別開発協力方針の柱の一つとして「持続可能な開発への協力」を掲げ、その中で廃棄物分野への協力を具体的に明記し、2008年以来、当該分野に関する3期の国別研修（2008-2010年、2015-2017年、2023-2025年）及び個別専門家派遣（2013-2014年）を行ってきた。これらの協力により、多くのイラン人廃棄物管理人材を育て高い成果をあげることができたが、これらの経緯を踏まえ2023年には同国の一般廃棄物管理事業を総括する内務省都市地方行政機構(Municipality and Rural Management Organization; MRMO)から、技術協力事業「イラン廃棄物管理政策・ガイドライ

ン策定によるきれいな街促進プロジェクト」の正式要請が提出され、日本政府により採択された。本業務は、同プロジェクトの詳細計画策定調査に係るものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 6 月中旬～2025 年 6 月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。イラン側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を他分野調査団員と協力・分担して作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICA事務所を通じてイラン実施機関に提出する。
- ② プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の論理構造や担当分野関連部分を他分野の調査団員と協力分担して検討し、必要に応じて加筆修正を提案する。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ④ 6月17日（火）から7月2日（水）にかけて国別研修「地方自治体における3Rを含む廃棄物管理処理能力の向上」がJICA東京（幡ヶ谷及び麹町本部）で実施予定である。来日前の6月14日（土）に実施するカンントリーレポート・ジョブレポート発表会（テヘランー東京オンライン開催）、6月27日（金）および7月1日（火）に東京で実施予定のイラン側実施機関との対面協議、各都市廃棄物資源循環政策素案及び各都市マスタープラン素案発表会（対面）に参加する。
- ⑤ 国内準備業務期間におけるイラン側との打ち合わせ会議や対処方針会

議等については簡易議事録ドラフト（日本語）を、他分野の調査団員と協力分担して作成する。

（２）現地業務（2025年7月上旬～2025年7月下旬）

- ① JICAイラン事務所等との打合せに参加する。
- ② イラン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 関連する各開発計画、政策、制度
 - ウ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (c) 各組織の人員体制、予算規模、内訳、予算獲得・配分の仕組み
 - エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAイラン事務所等に報告する。
- ⑧ 気候変動に係る以下に関連した情報収集を行う。（他の調査団員とも相談の上、調査を進めること）

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

本事業が、有機性廃棄物の発生抑制・コンポスト化促進・焼却発電事業の実施促進につながれば、最終処分場からのメタン排出抑制・温室効果排出削減に貢献しうるため、廃棄物管理システム全体として気候変動対策（緩和策）に資する可能性がある。詳細は、調査を通じて確認する。

⑨ イランの廃棄物分野におけるジェンダー主流化に係る情報収集を行う。

（３）整理業務（2025 年 7 月下旬～2025 年 8 月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

2025 年 8 月 22 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) セキュリティ・クリアランスに係る書類の提出

5. (3) に記載のとおり、イラン政府によるセキュリティ・クリアランス手続きが必要となります。一般旅券のコピー（顔写真ページ）、履歴書（指定フォーマット）を英文で作成し、契約締結後速やかに提出下さい。

(2) 旅券・査証について

本業務は公用旅券を使用しますので、契約締結後、JICA にて発給申請を行います。なお、本業務は 90 日以内の短期渡航のため査証は不要です。

(3) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 7 月 5 日（土）～7 月 29 日（火）を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 環境管理（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 通訳（JICA が別途契約する。）

オ) 廃棄物管理（JICA が別途契約するコンサルタント）

カ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA イラン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：ペルシャ語⇄日本語の通訳あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員調査終了後の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(4) 参考資料・配付資料

(ア) 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書
- ・案件概要表
- ・イラン政府提出用 CV フォーマット

(イ) 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・イラン国「アンザリ湿原環境管理プロジェクトフェーズ2」

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12148359.pdf>

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA イラン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方

にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上